

議第 2号

おんたけスキー場施設管理条例の全部を改正する条例について

おんたけスキー場施設管理条例（平成17年王滝村条例第37号）の全部を別紙（案）  
のとおり改正する。

令和 8年 1月23日 提出  
王滝村長 越原道廣

令和 8年 1月 日 決  
王滝村議会議長 下出謙介

(別紙)

## おんたけスキー場施設管理条例 (案)

(目的及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、おんたけスキー場施設（以下「スキー場施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 スキー場施設の管理運営は、村長が行う。

2 村長は、スキー場施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にスキー場施設の管理運営を行わせることができる。

3 前項の規定により指定管理者にスキー場施設の管理運営を行わせることができる施設は、別表第1に定める施設とする。

4 第2項の規定により指定管理者にスキー場施設の管理運営を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設の維持及び管理運営に関する業務

(2) 使用許可等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、スキー場施設の管理運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務

(使用料金の額)

第4条 利用料金の額は、別表第2、別表第3のとおりとする。

2 第2条第2項の規定によりスキー場施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合にあっては、利用料金の額は、この条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更するときも、同様とする。

3 村長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の掲げるものと認めるときは、当該申請を承認する。

(1) 他の類似施設等の利用料金に比較して著しく均衡を失うものでないこと。

(2) 第2条第4項に規定する業務を適切に運営するために必要な費用に照らし、妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと。

4 村長は、前項の規定により利用料金の承認をしたときは、速やかに承認をした利用料金を公告するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、利用料の徴収及び減免又は割引等必要な事項は村長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

ア スキーリフト

種類	名称	位置		線路延長（m）
		線路の起点	線路の終点	
特殊索道	御岳第4ペアリフトAB線	王滝村 3162	王滝村 3162	676.77
特殊索道	御岳第4ペアリフトD線	王滝村 3162	王滝村 3162	640.99
特殊索道	御岳第5クワッドリフト	王滝村 3162	王滝村 3162	1,183.56
特殊索道	御岳第7クワッドリフト	王滝村 3162	王滝村 3162	799.90
特殊索道	御岳チャンピオンクワッドリフト	王滝村 3159-10	王滝村 3162	1287.97
普通索道	御岳ゴンドラリフト（駅舎、食堂含む）	王滝村 3162	王滝村 3162	2,425.93

イ 休憩施設

種類	名称	位置	規模	収容人員
休憩施設	プラザオリオン	王滝村 3162	鉄骨造2階建 延床面積 1641.82 m <sup>2</sup>	300
休憩施設	ロッヂ三笠	王滝村 3162	RC造2階建 延床面積 1976.30 m <sup>2</sup>	150
休憩施設	第7休憩所	王滝村 3162	鉄骨造平屋建 延床面積 131.47 m <sup>2</sup>	30
休憩施設	レストランモンブラン	王滝村 3162	鉄骨造2階建 延床面積 294.42 m <sup>2</sup>	100
休憩施設	展望喫茶ベルン	王滝村 3162	鉄骨造2階建 延床面積 262.15 m <sup>2</sup>	60
休憩施設	展望浴場ざぶん	王滝村 3162	鉄骨造2階建 延床面積 1660.53 m <sup>2</sup>	250

ウ その他附帯施設・設備

区分	名称	位置	備考
附帯施設	スキー学校施設	王滝村 3162	鉄骨造2階建 493.68 m <sup>2</sup>
附帯施設	カラマツパーキングハウス	王滝村 3162	木造平屋建 167.40 m <sup>2</sup>
附帯施設	除雪車車庫	王滝村 3159	鉄骨造平屋建 239.40 m <sup>2</sup>
機械設備	人工降雪設備		一式

エ 車両運搬具等

区分	名称	備考
建設機械	油圧ショベル	
圧雪車	P B 4 0 0 P a r k	ピステンブーリー社製
圧雪車	P B 4 0 0 F	ピステンブーリー社製
圧雪車	P B 3 0 0	ピステンブーリー社製

除雪車	コマツWA300	2台
雪上車	スノーモービル	6台
除雪機		3台
草刈機		1台

別表第2（第4条関係）

スキーリフト料金（税込）

種別	大人	子供（小中学生）	シニア（50歳以上）
1回券	600円	600円	600円
4時間券	6,000円	4,000円	5,000円
1日券	8,000円	5,000円	6,000円
シーズン券	60,000円	40,000円	50,000円

別表第3（第4条関係）

休憩施設料金（税込）

施設	区分	料金	備考
食堂	飲料	100円～2,000円	1品あたり
	食料	200円～5,000円	1品あたり
売店		100円～100,000円	1品あたり
休憩施設	宿泊	8,000円	1泊あたり
休憩施設	入浴	800円	小中学生500円
スキー学校	指導料	5,000円	2時間あたり

(参考) おんたけスキー場施設管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理及び運営)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により指定管理者にスキー場施設の管理運営を行わせることができる施設は、<u>別表第1に定める施設とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第4条 利用料金の額は、別表第<u>2</u>、別表第<u>3</u>のとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(管理及び運営)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により指定管理者にスキー場施設の管理運営を行わせることができる施設とは、<u>王滝村公営企業の設置等に関する条例(昭和61年王滝村条例第131号)第4条第2項別表に定めた施設をいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第4条 利用料金の額は、別表第<u>1</u>、別表第<u>2</u>、別表第<u>3</u>のとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>